

後期高齢者医療に加入している皆さんへ 保険証の更新・保険料額決定のお知らせ

■保険証を更新します

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、市内に住所を有するすべての75歳以上の方と、65～74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は7月31日までです。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月1日から使用してください。新しい保険証は、薄い赤色に変わります。

■今年度の保険料額を決定しました

5月末までに県の後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料額や納付方法が記載されていますので確認してください。

■保険料の納付は口座振替に変更できます

保険料の納付が年金からの支払い（特別徴収）の方は、口座振替に変更できます。詳しくは問い合わせください。

■保険料の納付が難しいとき

保険料の納付相談を行っています。失業、災害などの理由で納付が困難な方は、早めに相談してください。

問 市民課保険年金係（内線136）

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和3年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和3年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和2年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

7月31日まで**薄い青色**

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和4年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和4年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和3年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

8月1日から**薄い赤色**

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除（猶予）される制度があります。免除（猶予）には申請が必要で、所得審査があります。

■免除・猶予制度

▷保険料免除

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合 保険料の全額または一部（1/4、1/2、3/4）を免除

▷納付猶予

50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合 保険料の納付を猶予

※学生の方は、学生納付特例を利用してください。

■申請の手続き

7月1日(木)から、市民課または多治見年金事務所、令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月）を受け付けます。

※2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

問 市民課保険年金係（内線123）または多治見年金事務所（☎0255）



■申請に必要な物

▷年金手帳 ▷退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など

■保険料の追納

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、天災などに遭った方や障がい者、寡婦の方、新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難になった方は相談してください。